

(社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設市場整備課

印紙税の税率の特例措置延長についての周知方協力依頼について

平成23年4月1日に「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、「印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）」の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が平成23年6月30日まで延長されました。

つきましては、国税庁が作成した印紙税の軽減措置延長についての周知用リーフレットを送付いたしますので、貴団体傘下の建設業者に対する周知方宜しくお願いします。

なお、本リーフレットにつきましては、平成23年4月1日から国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）にて掲載されますので、ご参考までに併せてご連絡します。

記

契約金額の区分	印紙税の税率
1,000万円を超え5,000万円以下のもの	1万5千円（2万円）
5,000万円を超え1億円以下のもの	4万5千円（6万円）
1億円を超え5億円以下のもの	8万円（10万円）
5億円を超え10億円以下のもの	18万円（20万円）
10億円を超え50億円以下のもの	36万円（40万円）
50億円を超えるもの	54万円（60万円）

※（括弧内は、特例措置により軽減される前の税率）